

○神奈川県道路公社の競争入札参加資格を認定しない措置に関する要領

平成 24 年 12 月 4 日

神道公達第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神奈川県道路公社(以下「公社」という。)の執行する競争入札に参加した者が、当該入札に関し不正な行為をするなど契約の相手方として適当でない者であるときに、その者を公社の契約から排除するため、公社の執行する競争入札に参加させない等の措置を講ずることについて必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格否認措置)

第 2 条 理事長は、公社の競争入札に参加した者が次の各号に掲げる要件に該当したときは、当該各号に定める期間中、公社の執行する条件付き一般競争入札への参加資格を認めない措置を講ずる。

(1) 入札情報を不正に得ようとしたとき 2 年

(2) 入札関係書類に故意に重大な虚偽記載をしたとき 2 年

(3) 落札候補者となった後に、正当な理由なく契約の締結を拒否したとき 1 年

2 理事長は、公社と契約を締結した者が当該契約に関し次の各号に掲げる要件に該当したときは、当該各号に定める期間中、公社の執行する条件付き一般競争入札への参加資格を認めない措置を講ずる。

(1) 契約に違反するなどして、契約を解除されたとき 3 年

(2) 契約の履行にあたり公社の社会的信用を失墜させたとき 3 年

(3) 公社に損害を与えたとき 3 年

(4) 契約の履行、検査又は調査を妨害したとき 1 年

3 理事長は、前 2 項に規定する措置(以下「入札参加資格否認措置」という。)を講じたときは、措置の対象となる者に対し、別紙様式により遅滞なくその旨を通知する。

(指名停止措置等)

第 3 条 入札参加資格否認措置の対象となった者に対しては措置期間中公社の執行する指名競争入札においてこれを指名せず、随意契約においてもその相手方としない。

ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(理事長への報告)

第 4 条 課長及び所長(「神奈川県道路公社職制及び組織規程」(昭和 46 年規程第 2 号)に規定する課長及び所長をいう。)は、契約の相手方が第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する要件の一に該当すると認めるときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(入札参加資格審査会による審議)

第 5 条 理事長は、第 2 条に規定する措置を講ずるにあたり必要があると認めるときは、入札参加資格審査会(神奈川県道路公社条件付き一般競争入札実施に関する要領(平成 24 年 12 月 3 日制定)第 8 条に規定する入札参加資格審査会をいう。)に諮ることができる。

(神奈川県への報告)

第 6 条 理事長は、神奈川県競争入札参加資格者である契約の相手方が、公社との契約に関して神奈川県指名停止等措置要領(平成 18 年 4 月 1 日施行)別表に規定する要件のうち次に掲げる要件に該当する事実を認めたときは、速やかに神奈川県知事にその旨の報告をするものとする。

(1) 別表第 1 の措置要件 1 から 6 及び 9 から 11

(2) 別表第 2 の措置要件 1 から 4 及び 7 から 9

(措置の非公表)

第 7 条 入札参加資格否認措置は公表しない。ただし情報公開請求があった場合には公開できるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

神道公第 号
年 月 日

様

神奈川県道路公社
理事長

入札参加資格否認措置通知

次のとおり入札参加資格否認措置を行ったので通知します。

1 理 由

2 期 間

年 月 日から 年 月 日まで(年)

問い合わせ先 経営管理課
電話 045—479—7755